

平成 24 年度（海運関係）税制改正法案の成立・施行について

標記に関し、第 180 回国会において税制関連法案【租税特別措置法等の一部を改正する法律案、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案】が平成 24 年 3 月 30 日付で成立し、4 月 1 日より施行されました。

海運関係税制については以下の通りとなります。

(税制関連法は以下リンクからご覧になれます)

- 租税特別措置法等の一部を改正する法律案(成立日:平成 24 年 3 月 30 日)
http://www.mof.go.jp/about_mof/bills/180diet/index.htm
- 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案(成立日:平成 24 年 3 月 30 日)
http://www.soumu.go.jp/menu_hourei/k_houan.html

1. 国際船舶に係る登録免許税の特例措置(租税特別措置法第 82 条の 2 関係)

国際船舶の所有権の保存登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、軽減税率を 1,000 分の 3.5(現行 1,000 分の 3)に引き上げた上、その適用期限を 2 年延長することとする。

- ① 所有権保存登記
新造又は外国法人から取得(新造された日から 5 年を経過していないもの)をする 国際船舶の所有権の保存登記⇒船舶価額の 3.5/1000
- ② 抵当権設定登記
国際船舶の建造又は取得のための資金の貸付け、または延払いによる債権の担保として設定される抵当権の登記⇒債権金額又は極度金額の 3.5/1000

2. 国際船舶に係る固定資産税の特例措置(地方税法附則第 15 条関係)

国際船舶に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格の十八分の一(旧制度十五分の一)とした上、その適用期限を平成 26 年度まで延長。

(注)今般の国際船舶に係る固定資産税の特例措置の適用については、海事局外航課が総務省に確認したところ平成 24 年 1 月 1 日時点の保有船舶を対象とすることとし、毎年 3 月末～4 月に総務省より送付される「船舶に係る固定資産価格等決定並びに配分通知書」に特例措置が反映されるとのことです。

国際船舶(課税標準 1/15⇒1/18)、外航船・外国貿易船(課税標準 1/10⇒1/6)

3. 中小企業投資促進税制(租税特別措置法第 10 条の 3、第 42 条の 6、第 68 条の 11 関係)

中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度について、対象資産の範囲に製品の品質管理の向上に資する工具、器具及び備品を追加した上、その適用期限を 2 年延長することとする。

内航貨物船 取得価額×30/100 の特別償却又は取得価額×7/100 の税額控除
(資本金 1 億円以下の法人に適用、ただし、税額控除を選択できるのは資本金 3,000 万円以下の法人のみ)

4. 地球温暖化対策税制(環境税)の創設に伴う内航運送の用に供する軽油等に係る還付措置

(1) 地球温暖化対策を推進する観点から、石油石炭税の税率の特例として、次の措置を講ずることとする。(租税特別措置法第90条の3の2、附則第43条関係)

原油・石油製品	現行	改正		
		H24.10.1～	H26.4.1～	H28.4.1～
(1kl 当たり)	2,040 円	2,290 円	2,540 円	2,800 円

(2) 特定の石油製品を特定の運送又は農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付措置の創設(租税特別措置法第90条の3の4、第90条の7、附則第45条関係)

平成24年10月1日から平成26年3月31日までの間、内航海運業を営む者が内航運送の用に供する軽油又は重油、一般旅客定期航路事業を営む者が当該事業の用に供する一定の軽油又は重油、鉄道事業を営む者が一定の鉄道事業の用に供する軽油、国内定期航空運送事業を営む者が当該事業の用に供する航空機燃料及び農林漁業を営む者が農林漁業の用に供する軽油について、石油石炭税の一部を還付することとする。

5. 船舶に対する軽油引取税の免税措置の延長(地方税法附則十二条の二の七関係)

軽油の引取りに係る課税免税の特例措置について、その適用期限を平成27年3月31日まで延長すること。

対象(旅客船、内航・外航船): 船舶の使用者が当該船舶の動力源に供する軽油の引取り。

以上